

## 「第7回 厚生年金基金制度に関する専門委員会」配付資料

### 【議事次第】

[議事次第\(PDF:63KB\)](#)

### 【配付資料】

[資料「厚生年金基金制度の見直しについて\(試案\)」に関する意見\(案\)\(PDF:385KB\)](#)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ui0d-att/2r9852000002ui4c.pdf>

[参考資料1 厚生年金基金制度の見直しについて\(試案\)\(PDF:429KB\)](#)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ui0d-att/2r9852000002ui4c.pdf>

[参考資料2 厚生年金基金制度の見直しについて\(試案\)－参考資料－\(PDF:1.128KB\)](#)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ui0d-att/2r9852000002ui4c.pdf>

### (意見案から企業年金制度についての部分)

#### 2. 企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進

##### (1) 基本的な考え方

○ 公的年金制度改革全体の流れから見れば、今後のマクロ経済スライドの発動等により、全体としてその守備範囲は縮小していかざるを得ない方向にある。こうした中で、国民の老後の所得保障をどのようにしていくかという観点から、公的年金、私的年金の役割について考えていく必要があり、被用者全体、さらには自営業者等も含めた自助努力による私的年金の普及・充実は、今後一層強く求められることになる。

○ 当委員会の審議の中でも、公的年金と私的年金（企業年金、個人年金等）との役割分担について、以下のような様々な観点から積極的に議論を進めていくべきであるという意見が多く出された。

・ 企業年金は、労使の自助努力に基づく自律的な制度として位置づけ、より柔軟で多様な制度設計を可能にするとともに、税制改正や規制改革等を併せて進めるべき。

・ 企業年金以外にも、個人型確定拠出年金、国民年金基金なども視野に入れた議論をすべきであり、今回の厚生年金基金制度の改革はその第一段階として位置づけるべき。

・ 公私年金の役割分担の議論は、諸外国と比較すると10年以上の遅れをとっており、早急に議論を進めるべき。その際、諸外国の事例として、ドイツのリースター年金や米国の個人退職勘定（IRA）などの制度についても参考にすべき。

・ 年金給付設計の在り方（終身であるべきか等）、退職金や貯蓄と年金との関係の整理、これらを踏まえた税制の在り方などについて検討すべき。

・ 私的年金の普及に当たっては、大企業と中小企業の格差が広がらないように留意すべき。

○ また、当面の課題である基金から他の企業年金制度等への移行に関しては、基金の母体企業の大半が中小企業であることに鑑み、中小企業が導入しやすい仕組みへと現行制度を改善していく必要がある。その際、①確定給付企業年金制度においては事後的な不足ができるだけ発生しにくい仕組みとすること、②確定拠出年金制度においては、コストの低減化を徹底した仕組みとすることが重要である。なお、中小企業退職金共済制度について、加入しやすい環境を作ることが重要だとの意見もあった。

○ さらに、小規模でも確定給付企業年金等を実施している企業の実例等についての情報提供や手続きの簡素化など、実務面でも中小企業の労使双方にとって企業年金を作りやすい環境づくりを進めていくことも重要である。こうした観点から厚生労働省が中心となって、労使をはじめとする関係団体等と協力して、移行支援を行う体制づくりを進めて行くことも必要である。

## (2) 個別事項についての意見

### ① キャッシュバランスプランの給付設計の弾力化

○ 確定給付企業年金の一類型であるキャッシュバランスプランの給付設計の弾力化について、当委員会の審議の中では、以下のように様々な意見があったが、労使が主体となって定める制度設計について、選択肢を多様化するという基本方向は妥当であると考える。

・ キャッシュバランスプランに用いる指標等の規制緩和は、掛金の追加拠出リスクを抑える等の制度運営上の課題に資するものであり評価できるが、さらに複数のインデックスを組み合わせた指標を用いることも認めるべき。

・ 指標の選択肢を拡大するよりは、指標に見合う期待収益率となるよう運用資産構成を見直す方が加入者・受給者のリスクの低減になる。指標を拡大する場合には、運用資産構成の決定プロセスにおいてモラルハザードの防止に備えることが必要。

・ 指標の選択肢として運用実績を加えることは、元本保証があるとはいえ、加入者や受給者のリスクが高まることになり反対。

○ また、試案で提案された事項以外にも、確定給付企業年金については、予定利率を引き下げて利差損の発生を抑えることや、適格退職年金制度からの移行時の例も参考に、中小企業向けの簡易な制度設計・運営手続き等が可能となるような規制緩和も検討すべきである。

### ② 集団運用型 (DC) の創設

○ 試案で提案された集団運用型DC (仮称) については、

① 投資教育を不要とすることと、加入者が運用リスクを負うという現行の確定拠出年金法の基本的な考え方との整合性、

② 資産運用委員会の法的位置づけ、設置に関しての実務的課題、  
などから、慎重な対応を要する、あるいは創設に反対であるとの意見が多数であった。

○ 一方で、現行の確定拠出年金については、拠出限度額の引上げやマッチング拠出の規制緩和、脱退一時金の支給要件の緩和等について、税制との関係を含め、検討すべきであるとの意見や、当面、中小企業に限った形で、例えばマッチング拠出の本人拠出限度額の緩和などを要望していくことも考えられるのではないかと意見があった。

○ また、投資教育の実施方法の工夫や、一定の選択肢を確保しつつ加入者の意思決定を容易にする観点からの商品設定の在り方などについても検討すべきであると

## (新聞報道から)

○ 北海道新聞

**厚年基金制度「10年で廃止は妥当」 社保審専門委が意見書** (02/01 19:39、02/01 19:46 更新)

厚生年金基金制度に関する意見書をまとめた社会保障審議会の専門委員会＝1日午後、厚労省社会保障審議会の専門委員会は1日、厚生年金基金制度を10年間で廃止するとして厚生労働省の改革試案に対

し「方向性は妥当との意見でほぼ一致した」とする意見書をまとめた。一部基金の存続を求める声があったことも併記した。

政府は制度廃止について自民、公明両党と調整し、4月上旬に関連法案の国会提出を目指す。法案が成立した場合、施行は早くても2014年春になる。

意見書は、一部基金の存続論について、現状は健全な基金でも将来は積み立て不足になるリスクがあると批判的な見方も添えた。基金解散時の債務を減額して厚生年金本体の保険料で穴埋めする措置は「講じるべきでない」と否定した。

#### ○毎日新聞

##### **厚生年金基金：10年廃止案は「妥当」専門委、自民存続派けん制** 2013年02月02日 東京朝刊

厚生労働相の諮問機関、社会保障審議会の「[厚生年金基金](#)制度に関する専門委員会」（委員長・神野直彦東京大名誉教授）は1日、[厚生年金基金](#)制度を10年で廃止するとして厚労省案について「妥当との意見でほぼ一致した」との意見書をまとめた。ただ、自民党には存続を求める声もあり、方針転換を迫られる可能性が強い。このため意見書は「基金制度の持続可能性は低い」などと同党を強くけん制している。

厚生年金基金は11年度末時点で全577基金の半数、287基金が厚生年金の支給に必要な資金さえ欠く「代行割れ」状態だ。

とはいえ基金の解散には厚生年金の支給に必要な資金全額を国に返す必要があり、資金不足で解散できない基金も多い。厚労省は昨年11月、▽[厚生年金基金](#)制度を10年で廃止▽国への返済金に関し、「減額」か「返済期間（現在最長15年）の延長」のいずれかの特例措置を導入して解散を促す一の見直し案をまとめた。

それでも、返済金の減額案は、おまけ分を企業年金とは無縁の人の厚生年金保険料も使って穴埋めするものだ。意見書は公平性の観点からこれを否定し、返済期間延長案を支持した。一方、制度の存廃については「『健全な』基金は存続させてもよいのではないか」との少数意見も添えた。【鈴木直、佐藤丈一】

#### ○朝日新聞 **厚生年金基金、一律廃止見直しの可能性 専門委が意見書** 2013年2月1日

【見市紀世子】財政難の厚生年金基金制度について検討してきた学識者らの専門委員会が1日、意見書をまとめた。厚年基金を将来廃止する厚生労働省の方針は支持したが、健全な基金は存続を認める意見も併記された。一律廃止には自民党内にも異論があり、法案化に向けた調整で見直される可能性が強まった。

厚年基金の運用難はA I J投資顧問の年金資産消失事件で表面化した。厚生年金から預かった資金の積立金まで不足する「代行割れ」基金が4割近く、このままでは厚生年金にまで穴があきかねない。厚労省は昨年11月、10年間で制度を一律廃止する試案を公表した。試案を検討するため同省内に専門委ができたが、政権交代で意見のとりまとめを延期していた。

意見書は、基金を5年以内に解散させ、10年間で代行制度を廃止するという厚労省試案の方向性は「妥当」とした。ただし一部の財政的余裕がある基金の存続を認める意見も併記された。この問題では、

田村憲久厚労相も一律廃止に慎重な姿勢を示している。

意見書は、国から預かった代行部分の1・5倍の資産があることを「(存続の)最低限の条件とすべきだ」とした。厚労省によると条件を満たす基金は49基金(全体の9%)という。

当初の厚労省試案には、代行割れ基金の国への返済額を減らす特例措置が示されていた。返済の不足分は、厚生年金の加入者全体の積立金で穴埋めせざるを得ない。意見書は「モラルハザードは避けるべきだ」とし、すでに解散した基金との公平性も考え、減額措置導入に反対した。返済期間を延ばしてでも母体企業が負担すべきだとした。

◇

〈厚生年金基金〉 会社員の厚生年金に上乗せされる企業年金の一種。公的年金である厚生年金の一部を国から預かり(代行)、企業独自の拠出金とともに運用して上乗せ給付する。上乗せ部分の平均月額額は7千~1万6千円。代行部分の積立金が足りない「代行割れ」の基金は、562基金のうち210基金で、不足額は約6100億円(昨年3月末現在)。加入員は約437万人、受給者は約293万人。

○ANNニュース2月1日

運用状況の悪化によって深刻な財政難に陥っている厚生年金基金を巡り、厚生労働省の専門委員会は、10年かけて制度を廃止していく案を「妥当である」とした報告書をまとめました。

中小企業などが加入する厚生年金基金について、厚労省は去年、基金に解散を促したり、ほかの企業年金に移行させたりするなどして、10年かけて制度を廃止していく案を示しました。厚労省の専門委員会は1日、この廃止案について報告書をまとめ、「妥当である」と結論づけました。また、基金が解散する際に、加入企業が連帯して積み立て不足を返済する制度を見直すことについても「やむを得ない」として認めています。一方で、基金の返済額を減らす措置については、「講ずべきではない」として否定しました。厚労省は、この報告書をもとに与党と協議し、関連法案を通常国会に提出する方針です。